

交流協会台北事務所からのお知らせ

平成20年(2008年)11月20日(木)

第1号

交流協会よりのメールサービスの開始について

本日より、交流協会台北事務所は、邦人の皆様に対してメールサービスを開始致しました。交流協会台北事務所、及び高雄事務所に在留届を提出されている方で、メールアドレスの記載のある方を対象に配信します。本メールサービスは大規模災害や鳥・新型インフルエンザといった「緊急連絡」とその他の「お知らせ」の2種類を配信いたします。第一回の「お知らせ」は在外選挙について配信いたします。

在外選挙人証をお持ちで無い方

海外から投票するためには、在外選挙人名簿への登録申請を行い、事前に在外選挙人証を取得しておく必要があります。

台湾における登録申請は交流協会台北及び高雄事務所で行っています。

登録申請から皆様のお手元に在外選挙人証が届くまでに1ヶ月半から2ヶ月以上かかる場合があるのでお早めに登録申請を行って下さい。

登録資格

次の3つを全て満たす方です。

年齢満20歳以上の方 日本国籍をお持ちの方 海外に3カ月以上お住まいの方。

登録申請方法

申請者本人が直接、交流協会台北事務所又は高雄事務所にお越しの上、申請して下さい。

申請者の同居家族等(在留届に記載されている方)による代理申請も可能です。

申請時の持参書類

(1) 申請者本人による申請の場合

本人の旅券、または顔写真付の身分証明書。台湾に居住していることを確認できる書類(居留証等)

(2) 同居家族等による代理申請の場合

上記(1)の持参書類の他、申請者本人が自署した申請書及び申出書、申請を行う同居家族等の旅券(旅券以外の身分証明書は認められません)

